

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3章 監査の結果及び意見</p> <p>1. 神戸市のファシリティマネジメント全般について</p> <p>(1) 行財政局</p> <p>公共施設の補修工事の一括発注の仕組みの検討について【意見7】</p> <p>神戸市行財政改革 2020 では、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するとされており、複数施設の同内容の修繕については、所管を超えて横断的に、地域ごとにまとめて発注するなどにより、効率化とコスト削減、市内経済の活性化に資する旨が取組みの方向性として示されているが、行財政局では当該記載の実現に向けた取り組みを行っていないとのことであった。</p> <p>複数施設の同内容の修繕の情報を収集する方法、修繕工事の内容、実施時期の調整を行うプロセス、発注・工事施工の管理等、一括発注の仕組みを構築するなど、神戸市行財政改革2020の実現に向けた取組みに着手する必要がある。</p>	<p>複数の施設の同内容の修繕の情報収集や執行体制など着手に向けての準備を検討する中で、平成 29 年度の組織改正があり、住宅都市局では施設保全パトロールで把握した事故リスクのある不具合のうち、緊急性の高いものを対象に、施設所管課へ報告のうえ、安全対策のための補修を住宅都市局の予算で実施している。また、各施設管理者において把握された事故リスクのある不具合についても、緊急性の高いものであれば同様に取り扱っている。</p> <p>これにより神戸市行財政改革 2020 がスタートした当初にはなかった情報収集力と執行体制で、よりスピード感をもって修繕の対応ができるようになった。(行財政局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>(2) 住宅都市局建築技術部</p> <p>技術的視点の専門知識を非専門である施設管理担当者への伝達【意見10】</p> <p>住宅都市局が行っている優先度の通知について、施設管理担当者への伝達が部局ごとに方針が異なっており、また、優先度の結果のみが伝達されている場合もあり、技術的視点が十分に伝達されていない恐れがあるなど、優先度づけの根拠について、浸透が不十分であるので、施設管理担当者に適切に伝わるよう優先度の伝達方針を定めるよう各部局へ働きかけるとともに、平易な言葉で優先度づけの根拠を伝達する等より浸透を図ることが望ましい。</p> <p>また、指定管理制度を導入している施設については、指定管理者に対しても浸透を図ることが望ましい。</p>	<p>保全整備優先度の考え方を解説する資料を作成し「平成 29 年度営繕見積説明会（平成 29 年 4 月）」の場で、各部局の施設管理担当者への周知を図るとともに、庁内イントラネットに掲載し、周知に努めた。</p> <p>また、庁内の施設管理者に加え、指定管理施設の施設管理者にも参加を呼びかけている「施設保全に関する研修（6月開催）」の場を通じて、施設管理担当者への理解・浸透を図った。今後もこのような機会を通じて継続的に周知に努めていく。(住宅都市局)</p>	<p>措置済</p>
<p>予防修繕の適切な時期についての目安の明示【意見11】</p> <p>施設管理課では保全計画を独自に作成している場合もあるが、多くは保全計画を持っていない状況であるので、技術的視点から予防修繕の適切な時期についての目安を示すことが有用である。</p>	<p>施設の部位別・設備別の更新時期の目安をまとめ、庁内イントラネットに掲載した。今後「施設保全に関する研修」等の機会をとらえ、施設管理担当者</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	への周知を図る。(住宅都市局)	
<p>2. 住宅都市局所管施設について</p> <p>(2) 市営住宅のソフト面の課題</p> <p>大学生への市営住宅の提供【意見21】</p> <p>神戸市では、空室有効利用の一つとして、平成27年度より、入居者の自治会等地域活動への参加を条件に、「大学生への提供事業」を開始している。</p> <p>当該事業は、郊外地における市営住宅の空き住戸について、学生と地域住民との交流や実践的な調査研究を行う地域活動の拠点等とする目的として利用する提案があり、開始された。しかし、当該事業の活用事例は、平成28年10月現在、6住戸となっている。</p> <p>この点、郊外の大型団地は高齢化率も高く、特に福祉に関連する学部を有する大学にアピールすることで、より有用な空室利用につながると考える。そのため、さらに活用事例が増えるよう検討されたい。</p> <p>(応募要件の緩和)</p> <p>平成28年度からは常時募集の住戸の応募要件が、20歳以上の単身世帯が応募可能となっている。この点、大学生の入居が望まれる団地については、特定目的住宅として、18歳から入居を可能にする等、より窓口を広げることが望ましいと考える。</p> <p>(認知度の向上)</p> <p>また、当該制度について、認知度は低いため、各関連大学を通して広く大学生に知ってもらえるような施策の実行が望まれる。</p>	<p>現在は2つの大学から提案を受け、これまでに10戸に学生14名が入居し、自治会活動に積極参加してきた。</p> <p>高齢化率の高い郊外の大型団地において、さらに学生の入居を促進するため、平成29年度より常時募集の一部において、学生向け特定目的住宅を設定し、18歳からの入居を可能とし募集を行っている。</p> <p>また、上記学生向け特定目的住宅の認知度の向上のため、市のHP、広報紙K O B Eをはじめ、フェイスブックなどのSNSを活用した情報発信のほか、大学への個別説明、ポスターの掲示など、積極的にPRを行っている。(住宅都市局)</p>	措置済
<p>部局間の孤独死情報の共有と分析<ソフト>【意見23】</p> <p>住宅都市局では、「1人暮らしの名義人が誰にも看取られずに、住戸内で死亡」した場合、発見までの経過日数・年齢に関係なく、指定管理者より孤独死の情報を収集している。</p> <p>しかし、高齢者福祉を担当する保健福祉局に対しては、当該情報は提供されておらず、また保健福祉局が把握した孤独死に関する情報についても、住宅都市局には提供されていない。同じ神戸市部局間においての情報共有がなされておらず、有用な情報が有効活用されていないと考えられる。</p> <p>関係部局間で情報を共有し、過去の状況(男女別・発見日数・死亡年齢)を分析することで、リスクの特定に資し、高齢者の見守り活動の有効性、効率性を向上させることが期待される。</p> <p>なお孤独死の分析事例が公表されており、効率的な見守り活動を実施するのに有用と考えられる。</p>	<p>見守り活動者間の情報共有のため、市営住宅入居者に対し、緊急連絡先や入院・入所先といった個人情報の開示及び収集にかかる同意書を作成し徴収することとし、平成30年1月より徴収を開始した。(住宅都市局)</p>	措置済
<p>見守り活動者間の情報非共有【意見24】</p> <p>市営住宅における高齢者の見守り活動は、指定管理者、地域支え合い推進員、見守り推進員、友愛訪問ボランティア、民生委員、生活援助員LSA(概ね50戸あたりに一人配置)(以下、「見守者」という。)によって行われている。</p> <p>ここで山の街における孤独死(平成26年7月~平成28年7月)を調査した結果は、下表のとおりであり、中には65歳以上の見守り対象者で、死亡から発見までに1か月半を要した事例が見受けられた。</p>	<p>見守り活動者間の情報共有のため、市営住宅入居者に対し、緊急連絡先や入院・入所先といった個人情報の開示及び収集にかかる同意書を作成し徴収することとし、平成30年1月より徴収を開始した。(住宅都市局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>前述のとおり多数の見守者がいるにも関わらず、このように発見が遅れる要因の一つに、各見守者の情報非共有が考えられる。各見守者は、それぞれがどのような見守りを実施しているか不明な状況となっており、効率的な見守り活動が阻害されている可能性がある。</p> <p>各見守者を所管する部署（保健福祉局・住宅都市局・市民参画推進局）が異なっており、また、個人情報保護の観点等検討すべき課題はあるが、高齢者の孤独死防止を図るため、有用な個人情報の共有が望まれる。</p>		
<p>指定管理者評価による見守り活動【意見25】</p> <p>神戸市は、指定管理業務の一つとして、65歳以上の高齢者世帯の見回り業務を委託しており、その見回り回数を指定管理者の評価指標の一つにしている。</p> <p>ここで見回りの回数（努力）は、OUT-PUT（何をしたか）であり、重視されるべきはOUT-COME（成果）と考える。見守り活動のOUT-COME（成果）を評価指標とすることは困難かもしれないが、例えば、特に入居者の高齢化が顕著な大規模団地等においては、65歳以上の孤独死の発生件数の減少や発見平均日数の短縮を指定管理者の努力目標に加えることで、関係諸組織等（民生委員・見守り推進員等）との連携強化、及び情報共有（「高齢者見守り台帳」・「災害時要支援者登録票」）が促進され、結果として、コミュニケーションの増進や異常状況の早期発見が達成できると考える。</p>	<p>独居死に関する新たな取り組みとして、「指定管理者の見回り・声かけ運動の対象者である65歳以上の高齢者で、死後7日以内に発見されなかった場合」について、集計を実施している。その結果を分析し、より効果的な見回り・声かけが実施できるように努めていく。</p> <p>（住宅都市局）</p>	措置済
<p>指定管理料の見積【意見27】</p> <p>平成26年度より、神戸市が契約する指定管理者数を5社から2社に変更した理由の一つとして、スケールメリットによるコスト削減を挙げているが、神戸市は、その効果を具体的に試算していない。</p> <p>また平成25年度の指定管理者募集時の要項において、応募業者に対して示している上限予算は、平成24年度の実績の積み上げとなっている。指定地区集約に伴うスケールメリットによるコスト削減を謳うのであれば、その減額効果を上限予算に織り込むべきである。一方、仮に工事単価の値上げや建物の経年劣化に伴う修繕費の増加等が想定されるならば、その影響も上限予算に反映すべきと考える。</p> <p>市営住宅に係る指定管理料は、次の年間推移にみるように約35億円にのぼり、前年と同程度であれば良いという感覚は、その支出額に見合っているか疑問である。</p>	<p>スケールメリットによるコスト削減効果は、把握できていると考えている。</p> <p>平成29年度の指定管理者募集時には、コスト削減効果に加え、高齢者見回りの充実をはじめ業務量・経費の増加等も踏まえた上で、応募業者に対して示す上限予算を設定した。</p> <p>さらに、平成30年度からの新たな指定管理期間においては、修繕費を精算する等しており、今後とも、コストの把握及び指定管理料の適正な支出に努めていく。（住宅都市局）</p>	措置済
<p>指定管理料の団地別把握【意見28】</p> <p>神戸市は、指定管理料について、団地単位でのコストを把握しておらず、年間約35億円もの支出に対し、余りに井勘定である。</p> <p>この点、神戸市は団地別管理の必要性はないとの見解である。しかし今後、施設の老朽化はより進み、神戸市として住宅管理戸数を減少させる方針である。そのような状況下においては、団地別にコストを認識することは、修繕費の見積や住宅廃止に伴う指定管理料の減額算定時に必要な情報と考えられ、また住宅の将来計画を検討時に資する情報にもなる</p>	<p>平成30年度より開始している新たな指定期間の指定管理においては、毎月、修繕業務の内容を市に報告してもらうこととなっている。また、利用者満足度調査を団地別を実施することとした。これにより、団地別の修繕費等について収集し、適時に比較分析等を実施していく。（住宅都市局）</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
考えられる。そのため、団地別の修繕費等の収集可能なコストについて、積極的に収集し、適時に比較分析等を実施すべきと考える。		
<p>3. 教育委員会事務局の所管施設について (1) 博物館・小磯記念美術館・神戸ゆかりの美術館 ロ. 小磯記念美術館における設立前に神戸市が寄贈を受けた収蔵品の棚卸について【意見31】</p> <p>小磯記念美術館では、設立前に神戸市が寄贈を受けた収蔵品については、評価額が付されておらず、仮に鑑定評価などを取った場合に、重要物品に該当する可能性があり、当該収蔵品については、重要物品に準じた管理を実施することが望ましい。</p>	<p>平成 29 年度、収蔵品の棚卸しを実施し、データベースとして記録した。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>八. 重要物品現在高の調査記録の保存について(教育委員会所管の博物館・美術館共通)【意見32】</p> <p>神戸市物品会計規則 17 条 1 項において、「物品管理者は、その所管に属する物品のうち重要な物品について、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない。」と定められている。</p> <p>神戸市立博物館・美術館では、収蔵品は、重要物品にかかわらず個別に所定の場所が決まっており、日常業務の中で所蔵品の目視確認を行っているが、目視確認結果の記録が残されておらず、結果として重要物品についての現在高の調査記録が残っていない状況である。</p> <p>重要物品の現在高の報告義務を果たしていることを事後的に証明するためには、その現在高をどのように調査したかについては、記録を残す必要がある。</p>	<p>平成 29 年度内に重要物品についての現物確認を実施し、収納情報を網羅した収蔵品データベースが完成した。</p> <p>収蔵品データベースの記録を基に毎年、目視等により重要物品についての現物確認を行い、記録を保存していく。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>二. 重要物品の現物確認の網羅性について(教育委員会所管の博物館・美術館共通)【意見33】</p> <p>重要物品現在高の調査記録の保存がされていないため、重要物品を含む収蔵品について、網羅的に現物確認を行っていることを確認できる状況ではなかった。</p> <p>神戸市物品会計規則においては、年度ごとに現物確認を行う必要があるが、重要物品の点数が多く、慎重な取扱いが求められる物品も多いことから、博物館等における現物調査に関しては、一定期間(3年から5年程度の期間)に一巡するように現物確認を行う特例を定めるなど、規則自体の改定と収蔵品の取扱いも考慮した規程の整備についても検討すべきである。</p> <p>なお、当該事項について、博物館では、平成23年度の包括外部監査においても指摘されており、平成24年6月5日の措置状況報告において、「今後は、神戸市会計規則にそって、毎年度、すべての重要物品の悉皆の調査を行う。新たに、確認のためのチェックリストも作成した。」として措置済みとなっているが、実際には運用されていないことから、早急に実現可能性のある措置方針を作成することが必要である。</p>	<p>平成 29 年度内に重要物品についての現物確認を実施し、収納情報を網羅した収蔵品データベースが完成した。</p> <p>収蔵品データベースの記録を基に毎年、目視等により重要物品についての現物確認を行い、記録を保存していく。 (教育委員会事務局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 王子スポーツセンター ニ．施設毎の収支管理について【意見44】 王子スポーツセンターは、スタジアム（陸上競技場）体育館、プール等のスポーツ施設が集まっているが、施設毎の収支管理は行われていない。当該施設については、建設当時の設置目的から環境が大きく変化しており、施設毎に目的が異なっている状況や、今後の施設の改修等の意思決定の判断を適切に行うために、施設毎の収支管理を行っていく必要がある。</p>	<p>平成 30 年度の指定管理者との協定書では、施設毎の収支状況を記載した事業報告書を提出することとしている。 （教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>(5) 中央体育館 イ．雨漏りの対策について【意見46】 中央体育館では雨漏りが発生しており、その対策の状況を確認したところ、平成 26 年度において、高所作業を実施し、枯葉などの堆積による排水管のつまりの除去を行っていた。また、平成 27 年度の予算要求事務書類を確認したところ、中央体育館の壁面の防水工事が平成 27 年度の実施が見送られていたが、当該見送りについては、吊り天井改修工事に合わせて実施するためとのことであった。 現在、雨漏りは生じていないとのことであるが、枯葉などの堆積による排水管のつまりについては、定期的な高所作業による清掃が必要となる。予防措置の観点から当該清掃は不可欠となるので、高所作業等が必要な排水管の箇所および、そのつまりが躯体に大きな影響を及ぼす箇所を特定し、計画的に点検を行うことが有用である。</p>	<p>平成 30 年度の指定管理者との協定書では、屋上の定期的な点検を実施し、適宜清掃作業を行うこととしている。 また、平成 30 年度の外壁改修工事にあたっては、屋上防水を施し、維持管理の適正化を図る。 （教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>(6) 各区設置の体育館 ハ．勤労市民センターとの事業実施面での連携について【意見50】 勤労市民センターにも体育施設が存在しており、スポーツ体育課が所管している各区設置の体育館と類似のサービスを提供している。 定期的な連絡などにより、ヒヤリハット事例などの情報を共有することが望ましい。</p>	<p>体育館を所管する他の部局と日常的に情報共有を図っている。 （教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>(8) 神戸市生涯学習支援センター(コミスタこうべ) イ．グラウンドの管理について【意見56】 神戸市生涯学習支援センターのグラウンドの一部は、都市公園法上の公園に該当する敷地であるが、教育委員会事務局が適切、効率的に管理している。 現状の利用方法は排他的、独占的な使用ではないが、公園の土地を一部利用している状況であるため、法的な義務はないが、公園管理者との間で管理協定書を締結するなどの手続きを行うことが望ましい。</p>	<p>平成 29 年度中に管理協定書を締結し、運用を開始した。 （教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>ロ．市民講師登録制度の運営について【意見57】 生涯学習支援センターの主な運営業務の一つに、豊富な経験・知識・優れた技能のある市民を、講師として登録し地域団体などに紹介する生涯学習市民講師登録制度の運営があるが、その評価については、指定管理者の提案にある市民講師派遣件数の達成度で行われている。 しかし、登録は行っているものの、一度も派遣されていない講師も存在している。市民講師派遣を活発に行っていくた</p>	<p>平成 30 年度からの指定管理開始に伴い、市民講師全体の活用率を年間 6 割以上と目標設定した。 （教育委員会事務局）</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>めには、派遣した講師の満足度の向上、派遣回数が高い登録分野の講師の派遣回数を向上させるなど市民ニーズを意識した評価指標を設けることが望まれる。</p>		
<p>八．指定管理者の運営評価について【意見58】 生涯学習支援センターは、生涯学習支援事業として、学習情報の提供、学習活動への支援、人材の育成と活用、学習機会の提供、学習・発表の場の提供、生涯学習ネットワークの推進を行っている。学習・発表の場の提供の一環として会議室等の貸室業務を行っている。 指定管理者の提案目標については、貸室を含めた施設の利用者数、学習相談の件数、市民講師の派遣件数となっているが、貸室の利用率が向上すれば、収入金額の増加も見込まれるため、指定管理者の評価に関する目標設定については、貸室の利用率や収入金額目標など適切な目標設定を行い、達成度を評価することが望まれる。</p>	<p>平成 30 年度からの指定管理開始に伴い、貸室の利用率を年間 6 割以上と目標設定した。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>(9) 婦人会館 八．指定管理者の運営評価について【意見61】 婦人会館の業務として、貸館業務、講座の実施、相談業務を行っているが、指定管理者の評価における目標の設定は、講座事業の開催数のみとなっており、各業務に適合した目標と評価指標に基づく評価を行うことが必要である。例えば、貸館業務における評価指標には利用率や収入金額等を設定することが考えられる。</p>	<p>平成29年度から 5 年の指定期間における評価指標として、貸館業務については利用率 75%、講座開催については800単位を設定している。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>4．市民参画推進局の所管施設について (3) 勤労市民センター イ．市立体育館との事業実施面での連携について【意見66】 体育施設については、勤労市民センター以外にも市立体育館が設置されており、勤労市民センターと類似のサービスを提供している。 定期的な連絡などによりヒヤリハット事例などの情報を共有することが望ましい。</p>	<p>教育委員会をはじめ、体育館を所管する他の部局と日常的に情報共有を図っている。 (市民参画推進局)</p>	措置済
<p>二．管理者の運営評価について【意見68】 勤労市民センターの指定管理者は、5 施設一括で選定されていることから、各年度の指定管理者の運営評価についても 5 施設一括で行われている。その中で、満足度調査の結果については、施設毎の結果を記載しているが、収支状況、利用率の推移については、5 館合計の結果しか記載がなく、各館の運営状況が適切に評価されているか疑問である。また、利用率についても、ホール、会議室、特別目的室で利用状況が異なるが、それぞれの区分毎の分析などが評価時の資料に記載されていない。 利用率の低い特別目的室の利用状況の向上等、課題が見えてくることから、施設毎、施設種類毎の利用率の分析を評価に含めることが望まれる。</p>	<p>平成 29 年度の指定管理者選定評価委員会において、より適切な評価に繋がれるよう、利用率などについて、施設全体の結果のみではなく、各館ごとのデータの提供を行った。 (市民参画推進局)</p>	措置済
<p>ホ．利用率の低い施設の利活用について【意見69】 各勤労市民センターの一人あたりの市負担額は、350.5円から513.7円となっているが、施設毎にみると、料理教室の一人あたりの市負担額は575.8円から1,869.0円と負担額が大きく</p>	<p>これまでも料理教室を使った講座開催など、利用率向上に向けた取り組みを行っている</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>なっている。料理教室をはじめとする特定教室については、利用率が低く、利用者も少ないことに起因していると考えられる。例えば、料理教室については、貸館、文化講座での利用のみではなく、保健福祉の分野との連携などにより、一層の利活用を図ることを検討すべきである。</p>	<p>が、生きがい活動ステーションでの食を通じた居場所づくりを定期的に開催するなど、利活用を図っている。 (市民参画推進局)</p>	
<p>(4) 区民センター ニ．指定管理者の運営評価について【意見73】 区民センターの指定管理者は、葺合文化センター以外の6施設一括で選定されていることから、各年度の指定管理者の運営評価についても6施設一括で行われている。その中で、開館日数、地域文化活性事業の状況、満足度調査の結果については、施設毎の結果を記載しているが、収支状況、利用率の推移については、6館合計の結果しか記載がなく、各館の運営状況が適切に評価されているか疑問である。また、利用率についても、ホール、会議室、特別目的室で利用状況が異なるが、それぞれの区分毎の分析も行われていない。 利用率の低い特別目的室の利用状況の向上等、課題が見えてくることから、施設毎、施設種類毎の利用率の分析を評価に含めることが望まれる。</p>	<p>平成29年度の指定管理者選定評価委員会において、より適切な評価に繋がれるよう、利用率などについて、施設全体の結果のみではなく、各館ごとのデータの提供を行った。 (市民参画推進局)</p>	措置済
<p>ホ．利用率の低い施設の利活用について【意見74】 各区民センターの一人あたりの市負担額は、327.5円から534.5円となっているが、施設毎にみると、料理教室の一人あたりの市負担額は843.9円から4,628.5円と負担額が大きくなっている。料理教室をはじめとする特定教室については、利用率が低く、利用者も少ないことに起因していると考えられる。例えば、料理教室については、貸館、文化講座での利用のみではなく、保健福祉の分野との連携などにより、一層の利活用を図ることを検討すべきである。</p>	<p>これまでも料理教室を使った講座開催など、利用率向上に向けた取り組みを行っているが、健康に対する意識の向上を捉えた新たなニーズの発掘や、保健福祉分野との連携などを行った。 (市民参画推進局)</p>	措置済
<p>5．建設局の所管施設について (2) 北神戸田園スポーツ公園 イ．指定管理者の運営評価について【意見76】 北神戸田園スポーツ公園は、野球場、体育館、多目的球技場等のスポーツ施設が集まっている。施設全体の収入額の目標は定められているが、各施設の利用率、利用者数、収入額の目標は定められていない。 今後の施設改修等の意思決定を適切に行うためには、各施設の利用状況(利用者数・利用率・一人あたりの神戸市負担額の増減見込み等)を把握することが必要となる。また、施設運営のモニタリングという観点からも、各スポーツ施設ごとに目標設定及び実績との比較分析が望まれる。</p>	<p>平成29年度より、各施設別の利用実績を集約した。平成30年度からは、指定管理者との協議により施設別の目標設定を行っている。 (建設局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>7. 経済観光局の所管施設について (1) 神戸国際会議場・神戸国際展示場 二. 神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ通路の補修について【意見92】</p> <p>神戸国際会議場の視察を実施した際に、神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ通路の天井及び手すりの塗装がはがれていることを視認した。</p> <p>当該不具合についての対応を確認したところ、当該通路はエリアごとに建設局、みなと総局、みなと総局の外郭団体である株式会社OMこうべが管理していることから、部局の管轄エリアごとに補修工事の意思決定が行われるため、当該通路全体としての意思決定が行われる状況ではなかった。</p> <p>このような意思決定過程をたどると、補修の実施時期が各局等の状況に左右される可能性や、管轄エリアをまたいで施工した方が望ましい修繕箇所への対応が行われない可能性がある。</p> <p>したがって、補修を効率的に行うには、当該通路を一括管理する部局を定める、もしくは部局間の調整の仕組みを構築するなどにより、可能な限り一定の単位で補修を発注できるようにすることが望ましい。</p>	<p>指定管理者から平成28年9月に、各所管へ補修の依頼を行った。また、当課からも補修すべき項目について、各所管に予算を確保して対応いただくよう要望してきた。</p> <p>包括外部監査でのご意見を踏まえ、今後、補修を予算化する際には、当該道路の他の所管と十分に情報共有のうえ可能な限り一定の単位で実施していただくよう、各所管に対し、平成29年7月に改めて要望した。 (経済観光局)</p>	措置済
<p>(3) 神戸ファッション美術館 二. オルビスホールの利活用【意見96】</p> <p>オルビスホールは、神戸ファッション美術館の指定管理の対象に含まれている。ホールは、最大424席を有し、ファッションショー、コンサート、展示会をはじめとした様々な利用目的に応じてステージと客席の構成を変えることが可能となっており、小規模ながら汎用性の高い設計になっている。しかし、平成26年度のホールの利用率は21.5%であり、平成27年4月に神戸ファッション美術館条例の改正により平日の利用料を半額にしている。また同年6月からは市内の学生文化活動団体を対象にホールの使用料減免を行っているが、その水準は高いとはいえない状況である。</p> <p>美術館の運営とホールの運営には、異なるノウハウが必要であり、同じ指定管理者が管理運営することが最適なのかどうかを見直す必要がある。</p> <p>そのため、ホールの管理運営のノウハウを持ち、全市的観点から効果的かつ効率的な事業運営が期待できる団体との共同体での指定管理への移行や、ホールの管理運営業務部分の外部委託などにより、神戸ファッション美術館とオルビスホールをそれぞれの特性に応じた運営を行うことによって、一層の利活用を図ることを検討すべきである。</p>	<p>第4期指定管理者の公募時に、新たに次期指定管理の応募条件としてホール利用の向上に関する計画を求め、評価選定基準に盛り込むとともに、第3期と比較して審査配点を高めた。</p> <p>その結果、利用率向上に向けた積極的な提案があり、平成30年4月からは新たな指定管理者による管理運営となった。</p> <p>今後も新しい指定管理者とともに一層の利活用を図っていく。 (経済観光局)</p>	措置済
<p>ホ. グランドピアノの利活用【意見97】</p> <p>オルビスホールの舞台裏ではグランドピアノ(スタインウェイH.M.D、備品番号000522、取得価額13,379千円)が、24時間空調管理された倉庫で保管されており、倉庫から舞台に至るまでの通路が細いことから容易に運ぶことができず、専門スタッフが配属されている。</p> <p>先の意見のとおりオルビスホールの利用率は高いとは言え</p>	<p>第4期指定管理者の公募時に、ピアノの利用に際して、利用者の負担軽減策を盛り込んだ。</p> <p>今後、グランドピアノの移設はせず新しい指定管理者とともに、より一層の利活用を図っていく。 (経済観光局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ない状況で、かつ、オルビスホールは多目的ホールであり、音楽鑑賞を主目的としたホールではないので、当該ピアノが十分に活用されているとは言えない状況である。</p> <p>また、24時間空調管理された倉庫での保管等特別な経費が支出されている状況である。</p> <p>当該ピアノはピアノの中でも最高級のものであることから、神戸市内の音楽鑑賞を主目的とした他施設での利活用を検討すべきである。</p> <p>なお、オルビスホールは、一般利用者や学生文化活動団体等が演奏発表会やコンサートを開催しており、ピアノの利用もされていることから、ホールの利用状況に適った代替ピアノは必要である。よって代替となるピアノを新規で購入する費用と市内施設から代替となるピアノの移設費等を比較衡量し、意思決定することが望ましい。</p>		
<p>ヘ．運営体制の検討【意見98】</p> <p>神戸ファッション美術館は、平成18年4月以降、公益財団法人神戸市産業振興財団が継続的に指定管理者として管理運営を行っている。美術館運営は、収蔵品の展示のみならず、その保有する収蔵品の中長期視点からの保存や、展示物などの調査研究を長期的に行うこと、展示品を通じた他の美術館との連携など中長期的な視点からの人材育成、知識の継承が必要となるが、指定管理者は公募により選定されることに加え、期間が4年であるため、長期的な人材育成や知識の継承が困難な仕組みになっている。</p> <p>また、当美術館の知識については、属人的に保持されていることから、その保持者が離職すると、美術館運営の品質の低下が生じる可能性がある。そのため、現在の指定管理者との関係を中長期的な視点からあるべき姿を検討し、知識や技術を継承させる仕組みの構築が必要である。</p> <p>神戸市博物館やその他の美術館が市の直営で運営され、長期的な視点から運営を行っていることを踏まえると、神戸ファッション美術館も長期的な運営を前提とするのであれば、より望ましい運営形態を探る必要がある。</p>	<p>データ・アーカイブ化による知識の継承、共有化も進めており、中長期的な視点に立った運営を実施していく。</p> <p>なお、長期的な人材育成や知識継承の観点から、第4期より指定管理期間を5年に延長した。（経済観光局）</p>	措置済
<p>ト．収蔵品のアーカイブ化と専門知識の継承について【意見99】</p> <p>神戸ファッション美術館の収蔵品（開館時の取得価額1,876百万円）は、歴史的価値の高い貴重なものが多数存在する。収蔵品のほとんどが手書きによる収蔵品台帳により管理されており、現在、指定管理者が他の美術館や服飾大学等からの助言も受けながら、収蔵品台帳のデータ化を順次実施しているところである。現時点では作業途上であるが、収蔵品の管理や、検索性を高めるためにも早急にデータ化を進めるべきであると考えます。</p> <p>また、収蔵品台帳のデータ化に合わせて、特に貴重な収蔵品のアーカイブ資料を神戸ファッション美術館のHP上等から発信できるようにし、歴史的価値の高い神戸ファッション美術館の収蔵資料を広く外部に発信することも検討すべきであ</p>	<p>平成29年度末までに紙媒体であった収蔵品台帳をすべてデータ・アーカイブ化した。</p> <p>今後はこれらを活用し、指定管理者とともに広く外部に情報を発信していく。（経済観光局）</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>る。</p> <p>そうすることで、展示会では展示しきれない神戸ファッション美術館の貴重な収蔵品をいつでも閲覧することができ、神戸ファッション美術館の訪問者のみならず、広く世界のファッションに興味がある者に情報発信できることに繋がるものとする。</p> <p>さらには、他の美術館・博物館の関係者にも神戸ファッション美術館の収蔵品情報が伝わることで、収蔵品の貸し出しに繋がることも期待でき、全国・世界の美術館・博物館に神戸ファッション美術館所蔵の資料が展示されることになれば、貴重なファッション関連資料を多数収蔵している神戸ファッション美術館の価値の向上も期待できる。</p> <p>神戸ファッション美術館は一般の美術館とは異なり、ファッションの専門知識のほか衣服の修復や着付けの技術を持った学芸員等の人材育成が必要となっており、現学芸員等の知識・技術の継承が課題となっている。その解決には、収蔵品等の資料のデータ化を早急に進めることを検討し、網羅的なデータ化を行うとともに、一定の専門人員を育成し、重要な収蔵品の保管方法や取扱い・着付けや配置、見せ方等の展示手法・資料の解説等、現学芸員等の暗黙知になっている情報やノウハウの継承も合わせて織込むことが望ましい。</p>		
<p>チ．踏入率による利用率の把握について【指摘3】</p> <p>平成27年度の神戸ファッション美術館の事業報告において、貸館利用率について、利用件数／利用可能枠数で算出した実利用率ではなく、利用日数／開館日数で算出したいわゆる踏入率による報告を行っている（平成26年度は実利用率での報告が行われている）。平成22年度の包括外部監査においても指摘されているように、踏入率は利用状況の実態を表しているとはいえ、見せかけの利用率を開示することに繋がっており、早急に是正すべきであるとともに、指定管理者が提案してくる利用率においても実利用率による目標提案を行うよう徹底する必要がある。</p>	<p>平成28年度事業実績報告書では実利用率での提出を求めた。</p> <p>第4期指定管理者選定時においては実利用率での提案を求めた。（経済観光局）</p>	措置済